

広島県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十七年広島県告示第百五十五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・〇一〇号中筋温品線、  
三・三・〇〇四号牛田中深川線及び三・三・七〇三号川の内線

三 事業施行期間

平成十二年十二月十八日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし